

門司海上保安部長公示第1号

港則法第39条第1項及び第45条の規定により、苅田港において、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、第39条第2項の規定により、公示する。

令和8年5月8日

門司海上保安部長



苅田港本港地区における航泊の禁止について

苅田港本港地区において、第44回かんだ港まつりに伴う花火の打ち上げが実施されることから、下記により船舶の航泊を禁止（ただし、門司海上保安部長が認めた船舶及び花火大会に従事する作業船舶を除く。）する。

記

1 期間

令和8年5月17日（日）午後7時30分から午後8時30分までの間。

ただし、午後8時30分までに花火の打ち上げが終了した場合は、終了後、安全が確認された時間までとする。

2 区域（別図参照）

花火打ち上げ地点（北緯33度47.64分、東経130度59.44分）を中心とする半径250メートルの円内海域。

3 備考

（1）航泊禁止期間中、現場付近に自主警戒船2隻が配備される。

（2）航泊禁止期間中、巡視艇が警戒にあたるので、同艇から指示があった場合はこれに従うこと。

航泊禁止区域図

